

☆ 令和4年度処遇改善加算について

(「令和4年度計画書」より抜粋)

処遇改善加算 見込み額	46,689,984 円
今年度賃金改善額(予定)	47,074,718 円

賃金改善の具体的方法

- ・介護職員の基本給の引き上げ。(引き上げ幅は各人の資格・経験・人事考課を考慮し、1,000円～100,000円程度、時間給50円)
- ・介護職として勤務しているものに対して、資格手当の支給。(介護福祉士¥4,000/月、社会福祉士¥1,000/月、ケアマネ¥4,500/月)
- ・基本給にかかる賞与として年2回(6月、12月)5,000円～1,300,000円程度を支給。

特定処遇改善加算 見込み額	14,929,764 円
今年度賃金改善額(予定)	15,430,226 円

「経験・技能のある介護職員」は以下の条件を満たす介護職員とする。

- ①介護福祉士の資格を有する者。
- ②介護職員として10年以上の経験を有する者。(当法人、他の法人における実務経験を含む)
- ③介護職としての経験が10年未満であっても、技能・職責を考慮し当法人が認めた者。

賃金改善の具体的方法

- ・給与規定 第3条 3 諸手当 (7)特定処遇改善手当は、別表11のとおり支給する。
毎月の手当として新設。具体的には、A7,000円、B6,000円、C2,000円。
- ・毎月の手当として払いきれなかった分を5月に賞与として支給。支給額は勤務実績に応じ比例して支給する。A・B150,000円程度、C100,000円程度。

Aとは 上記「経験技能のある介護職員」

Bとは それ以外の介護職員

Cとは 上記以外の職員

※追加・パート職員に対して

上記「経験技能のある介護職員」に対しては、時間に対して41円
それ以外の介護職員に対しては、時間に対して35円
上記以外の職員に対しては、時間に対して11円
をそれぞれ毎月支給する。

☆ 令和4年度処遇改善支援補助金について

(「令和4年度計画書」より抜粋)

処遇改善支援補助金 見込み額	3,803,112 円
今年度賃金改善額(予定)	3,885,472 円

(改善期間は令和4年2月～9月)

賃金改善の具体的方法

- ・給与規定 第3条 3 諸手当 (7)特定処遇改善手当は、別表11のとおり支給する。
具体的には、毎月支給する手当の引き上げとして、介護職員に5,000円、
その他の職員に5,000円。
- ・毎月の手当として支払いきれなかった分は賞与として9月に支給。
- ・2、3月分は、3月に一時金として支給。

※追加・パート職員に対して

全てのパート職員に、時間に対して30円
をそれぞれ毎月支給する。